

## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">〔目 次〕</p> <p style="text-align: center;">第2章 所得税法の特例</p> <p style="text-align: center;">第5節 住宅借入金等特別控除</p> <p><u>第41条の3の2</u> ((特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例))関係</p> <p style="text-align: center;">第6節 その他の特例</p> <p>第41条の4の2 ((特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例))関係</p> <p><u>第41条の19の3</u> ((電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除))関係</p> <p>第28条の4 ((土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例))関係</p> <p style="text-align: center;">〔その他〕</p> <p><u>(信託の受益者における書類の添付)</u></p> <p><u>28の4—53</u> 受益者等課税信託(法第13条第1項((信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属))に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。)の受益者(同条第2項の規定により、</p>	<p style="text-align: center;">〔目 次〕</p> <p style="text-align: center;">第2章 所得税法の特例</p> <p style="text-align: center;">第5節 住宅借入金等特別控除</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6節 その他の特例</p> <p>第41条の4の2 ((特定組合員の不動産所得に係る損益通算等の特例))関係</p> <p>(新 設)</p> <p>第28条の4 ((土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例))関係</p> <p style="text-align: center;">〔その他〕</p> <p>(新 設)</p>

同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。)が、当該信託の信託財産に属する土地等の譲渡又は賃借権の設定等に係る雑所得について措置法第28条の4第3項の規定の適用を受けようとする場合には、同項の規定により、措置法規則第11条第1項各号に掲げる書類をその確定申告書に添付する必要があるのであるが、その添付に当たっては、これらの書類が受益者の有する信託財産に属する土地等の譲渡等に係るものである旨の受託者の証明を受けたものであることに留意する。

#### 第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

##### (居住の用に供した場合)

41—1 措置法第41条第1項及び第3項……………同条第1項に規定する居住用家屋……………若しくは既存住宅……………又は増改築等(……………)……………

##### (引き続き居住の用に供している場合)

41—2 措置法第41条第1項及び第3項……………

(1) ……………

(2) その家屋が居住の用に供された日(以下この項において「居住日」という。)……………平成11年若しくは平成12年である場合、当該居住日が平成13年1月1日から同年6月30日までの期間内である場合又は当該居住年が平成19年若しくは平成20年で同条第3項の規定を適用する場合には、15年以内、当該居住日が平成13年7月1日から同年12月31日までの期間内である場合又は当該居住年が平成14年から平成20年までの期間内である場合(当該居住年が平成19年又は平成20年で同条第3項の規定を適用する場合を除く。)には、10年以内)……………

##### (居住の用に供しなくなった場合)

41—3 措置法第41条第9項……………

##### (再び居住の用に供した場合)

41—4 措置法第41条第9項……………

##### (一定期間の意義)

41—8 ……………第10項第2号イ……………

#### 第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

##### (居住の用に供した場合)

41—1 措置法第41条第1項……………同項に規定する居住用家屋……………若しくは同項に規定する既存住宅……………又は同項に規定する増改築等(……………)……………

##### (引き続き居住の用に供している場合)

41—2 措置法第41条第1項……………

(1) ……………

(2) その家屋が居住の用に供された日……………平成11年、平成12年又は平成13年1月1日から同年6月30日までの期間内である場合には、15年以内、平成13年7月1日から同年12月31日又は平成14年から平成20年までの期間内である場合には、10年以内)……………

##### (居住の用に供しなくなった場合)

41—3 措置法第41条第7項……………

##### (再び居住の用に供した場合)

41—4 措置法第41条第7項……………

##### (一定期間の意義)

41—8 ……………第10項第2号イ、第3号ロ……………

改正後	改正前
<p>(借入金等の借換えをした場合)</p> <p>41—16 ……(……………及び<u>41—33</u>……………)(……………) ……………(……………)</p> <p>(繰上返済等をした場合)</p> <p>41—19 措置法第41条第1項各号に規定する借入金若しくは債務(同条第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下第41条関係において「住宅借入金等」という。)の金額又は同条第3項の規定の適用を受ける場合の同条第1項各号に規定する借入金若しくは債務(以下第41条関係において「特例住宅借入金等」という。)の金額……………住宅借入金等の金額又は特例住宅借入金等の金額……………住宅借入金等の金額の残高又は特例住宅借入金等の金額の残高については、<u>同条第1項又は第3項</u>……………住宅借入金等の金額又は特例住宅借入金等の金額……………<u>これら</u>……………</p> <p>(注) ……</p> <p>(新築等又は増改築等に係る住宅借入金等の金額等)</p> <p>41—20 住宅借入金等の金額又は<u>特例住宅借入金等の金額</u>……………</p> <p>(著しく低い金利による利息である住宅借入金等)</p> <p>41—21 ……住宅借入金等又は<u>特例住宅借入金等</u>……………当該住宅借入金等の額又は当該特例住宅借入金等の額……………当該住宅借入金等又は特例住宅借入金等……………</p> <p>(1) 使用者から借り入れた住宅借入金等又は<u>特例住宅借入金等</u> 当該住宅借入金等又は<u>特例住宅借入金等</u>……………</p> <p>(2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等又は<u>特例住宅借入金等</u> 当該住宅借入金等又は<u>特例住宅借入金等</u>……………</p> <p>(注) ……住宅借入金等又は<u>特例住宅借入金等</u>……………</p> <p>(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)</p> <p>41—22 ……合計額並びに同法第41条第3項及び同項の規定を適用する場合の<u>同法第41条の2に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額</u>……………住宅借入金等の金額の残高又は<u>特例住宅借入金等の金額の残高</u>……………</p>	<p>(借入金等の借換えをした場合)</p> <p>41—16 ……(……………及び<u>41—23</u>……………)(……………) ……………(……………)</p> <p>(繰上返済等をした場合)</p> <p>41—19 措置法第41条第1項各号に規定する借入金又は債務(以下第41条関係において「住宅借入金等」という。)の金額……………住宅借入金等の金額……………住宅借入金等の金額の残高については、<u>措置法第41条第1項</u>……………住宅借入金等の金額……………<u>同項</u>……………</p> <p>(注) ……</p> <p>(新築等又は増改築等に係る住宅借入金等の金額)</p> <p>41—20 住宅借入金等の金額……………</p> <p>(著しく低い金利による利息である住宅借入金等)</p> <p>41—21 ……住宅借入金等……………当該住宅借入金等の額……………当該住宅借入金等……………</p> <p>(1) 使用者から借り入れた住宅借入金等 当該住宅借入金等……………</p> <p>(2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等 当該住宅借入金等……………</p> <p>(注) ……住宅借入金等……………</p> <p>(その年12月31日における住宅借入金等の金額)</p> <p>41—22 ……合計額……………住宅借入金等の金額の残高……………</p>

(注) ……住宅借入金等の金額の予定額又は特例住宅借入金等の金額の予定額  
……………

(住宅借入金等の金額の合計額等が家屋等の取得の対価の額等を超える場合)

41—23 ……住宅借入金等の金額及び同条第3項に規定する特例住宅借入金等の金額とは、同条第1項……………当該住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額となることに留意する。

(1) 新築等に係る住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る建築工事の請負代金又は……………(……………)

(2) ……住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額……………(……………)

(3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額……………

(4) 増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額……………(……………)

(注) 1 住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額……………措置法第41条第1項又は第3項……………住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額は、これら……………住宅借入金等の金額の残高の合計額又は特例住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 当該新築等(敷地の取得を含む。)……同法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))の規定の適用を受ける場合の、住宅借入金等の金額の合計額又は特例住宅借入金等の金額の合計額……………

3 ……

(敷地の取得対価の額の範囲)

41—25 ……

(1) ……

(2) ……

(注) ……措置法第41条第1項又は第3項……………同条第1項又は第3項……………

(注) ……住宅借入金等の金額の予定額……………

(住宅借入金等の合計額が家屋等の取得の対価の額等を超える場合)

41—23 ……住宅借入金等の金額とは、同項……………当該住宅借入金等の金額となることに留意する。

(1) 新築等に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る建築工事の請負代金または……………(……………)

(2) ……住宅借入金等の金額の合計額……………(……………)

(3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額……………

(4) 増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額……………(……………)

(注) 1 住宅借入金等の金額の合計額……………措置法第41条第1項……………住宅借入金等の金額の合計額は、同項……………住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 当該新築等……………同法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))の規定を受ける場合の、住宅借入金等の金額の合計額……………

3 ……

(敷地の取得対価の額の範囲)

41—25 ……

(1) ……

(2) ……

(注) ……措置法第41条第1項……………同項……………

改正後	改正前
<p>(自己の居住の用に供される部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額)</p> <p>41—29 ……措置法第41条第1項又は第3項……………</p>	<p>(自己の居住の用に供される部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額)</p> <p>41—29 ……措置法第41条第1項……………</p>
<p>(住民票の写し)</p> <p>41—30 措置法規則第18条の21第10項第1号ハ……………同条第18項第1号…………… 措置法第41条第1項、第3項又は第9項……………</p> <p>(注) 1 …… 2 ……</p>	<p>(住民票の写し)</p> <p>41—30 措置法規則第18条の21第12項第1号ハ……………同条第20項第1号…………… 措置法第41条第1項又は第7項……………</p> <p>(注) 1 …… 2 ……</p>
<p>(建設業者等の交付する借入金の年末残高等証明書)</p> <p>41—31 ……(……………)(……………)(……………)……………措置法規則第18条の21第10項第1号イ……………</p> <p>(注) ……</p>	<p>(建設業者等の交付する借入金の年末残高等証明書)</p> <p>41—31 ……(……………)(……………)(……………)……………措置法規則第18条の21第12項第1号イ……………</p> <p>(注) ……</p>
<p>(借入金の年末残高等証明書の交付等)</p> <p>41—32 ……住宅借入金等の金額の残高又は特例住宅借入金等の金額の残高……………</p>	<p>(借入金の年末残高等証明書の交付等)</p> <p>41—32 ……住宅借入金等の金額の残高……………</p>
<p>(信託の受益者が適用を受ける場合)</p> <p>41—33 <u>受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。)</u>の受益者(同条第2項の規定により、同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))が、<u>措置法第41条第1項に規定する居住用家屋で、当該信託の信託財産に属するものについて新築等又は増改築等をした場合における同条の規定の適用については、次に留意する。</u></p> <p>(1) <u>当該居住用家屋が、区分建物の各部分の2以上に相当するものであり、かつ、当該2以上の部分のうち当該受益者の居住の用に供される部分とそれ以外の用に供される部分とがあるときは、当該受益者の居住の用に供される部分が区分所有登記又は信託契約書において区分所有されていることが確認されない限り、措置法令第26条及び同令第26条の3に規定する「その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるもの」に該当するかどうか、又は同項各号に</u></p>	<p>(新 設)</p>

規定する床面積の要件に適合するかどうかについては、当該受益者の有する権利の目的となっている各部分の全部の床面積の合計を基礎として判定することに留意する。

(2) 当該居住用家屋が居住の用に供されているかどうかは、当該受益者の有する権利に応じてこれらの家屋を有しているものとされる受益者について判定することに留意する。

(3) 住宅借入金等又は特例住宅借入金等には、当該信託財産に属する居住用家屋の新築等又は増改築等に係る借入金又は債務が含まれる。

(注) 受益者等課税信託の受益者となったことによる居住用家屋の新築等があった場合において、これら家屋の新築等に係る上記の借入金又は債務が措置法第41条第1項各号に規定する「償還期間が10年以上」のもの又は「賦払期間が10年以上」のものに該当するかどうかについては、当該受益者となった時において残存する償還期間又は賦払期間を基礎として判定することに留意する。

(4) 措置法第41条の規定の適用を受けようとする受益者は、確定申告書に添付する措置法規則第18条の21((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の添付書類等))及び第18条の22((住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書))に掲げる登記事項証明書、工事の請負契約書その他の書類の添付に当たっては、次に留意する。

イ 新築等又は増改築等をした家屋の登記事項証明書は、当該家屋が当該信託財産に属するものであることが記載されたものとする。

ロ 売買契約書、請負契約書、借入金の年末残高等証明書その他の書類(上記イに掲げる書類を除く。)で、信託の受託者の名義が記されているものについては、これらの書類が当該信託の受益者の新築等又は増改築等に係るものである旨の証明を受託者から受けたものであることに留意する。

ハ 借入金の年末残高等証明に記載されている「住宅借入金等の金額」又は「居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額」が、受益者が居住の用に供している家屋に係る部分とそれ以外の信託財産の構成物に係る部分とから成るものであるときは、上記ロによる受託者の証明は、当該受益者が居住の用に供している家屋に係る部分のみを明記して行うものとする。

改正後	改正前
<p>第41条の2の2((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)関係)</p> <p>(年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合)</p> <p>41の2の2—1 ……………(……………)(……………)(……………)……………同法第41条第1項又は第3項……………<u>同条第1項又は第3項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p><u>(信託の受益者が適用を受ける場合)</u></p> <p>41の2の2—3 措置法第41条の規定の適用を受けた受益者等課税信託(法第13条第1項に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。))がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。)の受益者が、同法第41条の2の2の規定の適用を受けるに当たっては、41—33の(1)、(4)のロ及びハの取扱いを準用する。</p> <p>第41条の3の2((特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)関係)</p> <p><u>(要介護認定、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者の判定)</u></p> <p>41の3の2—1 措置法第41条の3の2第1項に規定する居住者又は居住者と同居を常況とする親族が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定(以下この項において「要介護認定」という。)若しくは同条第2項に規定する要支援認定(以下この項において「要支援認定」という。)を受けている者又は法第2条第1項第28号に規定する障害者(以下この項において「障害者」という。)に該当する者であるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項に規定する住宅の増改築等(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等」という。)をして、その家屋を居住の用に供した日の属する年の12月31日(これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。また、これらの者が年の中途において要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者に当たらないこととなった場合には、その当たらないこととなった時の直前の時。)の現況によることに留意する。</p> <p>なお、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けていない者であって</p>	<p>第41条の2の2((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)関係)</p> <p>(年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合)</p> <p>41の2の2—1 ……………(……………)(……………)(……………)……………同法第41条第1項……………<u>同項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

も、当該認定を申請中であり、同項の規定の適用を受けようとする確定申告書を提出するときまでに当該申請に基づき当該認定を受けた者は、当該判定の時ににおいて要介護認定又は要支援認定を受けている者として差し支えない。

(増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用等の額を超える場合)

(新 設)

41の3の2—2 措置法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額とは、同条第3項各号に掲げる借入金又は債務の金額の合計額をいうのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれに掲げる金額に達するまでの部分の金額が当該増改築等住宅借入金等の金額となることに留意する。

- (1) 住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に係る工事に要した費用の額(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額
- (2) 住宅の増改築等及び敷地の取得の両方に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に要した費用の額と当該敷地の取得の対価の額(以下第41条の3の2関係において「敷地の取得対価の額」という。)との合計額(以下第41条の3の2関係において「住宅の増改築等に要した費用等の額」という。)を超える場合 住宅の増改築等に要した費用等の額
- (3) 敷地の取得に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(注) 1 増改築等住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用の額、住宅の増改築等に要した費用等の額又は敷地の取得対価の額(以下この項において「増改築等に要した費用の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の増改築等又は敷地の取得ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の増改築等住宅借入金等の金額の合計額は、同項の規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の増改築等住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 当該住宅の増改築等(敷地の取得を含む。)において措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))及び同法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))の規定の適用を受ける場合の、増改築等住宅借入金等の金額の合計額が増改築等に要した費用の額等を超えるかどうかの判定は、同法第70条の3第3項第5号に規定する住宅取得等資金のうち、相続税法第21条

改正後	改正前
<p><u>の12((相続時精算課税に係る贈与税の特別控除))の規定の適用を受ける部分の金額及び措置法第70条の3の2の規定の適用を受ける部分の金額を含まないで計算した金額に基づいて行う。</u></p> <p><u>3 増改築等に要した費用の額等には、その家屋の当該住宅の増改築等に係る部分又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する住宅の増改築等に要した費用の額等が含まれる。</u></p> <p><b>(特定増改築等の範囲)</b></p> <p><u>41の3の2—3 措置法第41条の3の2第2項に規定する特定増改築等とは、平成19年3月30日国土交通省告示第407号に掲げる工事(以下この項において「本体工事」という。)及び当該本体工事と同時にを行う本体工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事(以下この項において「一体工事」という。)をいうのであるが、エレベーターの設置その他の単独で行われることも通常想定される工事で、本体工事と併せて行うことが必ずしも必要でないものは当該一体工事には含まれないことに留意する。</u></p> <p><b>(地方公共団体からの補助金等)</b></p> <p><u>41の3の2—4 措置法第41条の3の2第2項に規定する地方公共団体からの補助金等(以下この項において「補助金等」という。)には、助成金又は給付金等として交付されるものであっても、特定増改築等に係る改修工事を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために交付されるものは含まれるのであるが、例えば、増改築等住宅借入金等の利子の支払に充てるために交付されるもの(以下この項において「利子補給金」という。)は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、利子補給金であっても、補助金等と同一の補助制度等に基づいて交付されるものは含まれる。</u></p> <p><b>(補助金等の見込控除)</b></p> <p><u>41の3の2—5 措置法第41条の3の2第2項に規定する地方公共団体から補助金等の交付又は居宅介護住宅改修費の給付若しくは介護予防住宅改修費の給付を受ける場合において、当該交付又は給付を受ける額が同条第1項の規定による控除を受ける確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、当該交付又は給付を受ける額の見</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

込額に基づいて同項の規定を適用する。この場合において、後日、当該交付又は給付を受ける額の確定額と当該見込額とが異なることとなったときは、そ及して当該控除の額を訂正するものとする。

(住民票の写し)

(新 設)

41の3の2—6 措置法第41条の3の2第1項に規定する高齢者等(以下この項において「高齢者等」という。)と同居を常況としている者の措置法規則第18条の23の2第12項第4号に規定する「その者の住民票の写し」は、措置法第41条の3の2第1項の規定の適用を受ける者がその者の所有する家屋の住宅の増改築等に係る部分を居住の用に供したこと及びその居住の用に供した日又は居住の用に供していたこと及びその者が高齢者等と同居を常況としていることを確認するための書類として確定申告書に添付させるものであるから、当該住民票の写しは、措置法第41条の3の2第1項の規定の適用を受ける家屋の所在地がその者の住所地として記載されているとともに当該高齢者等の住所地についても記載されているものであることを要することに留意する。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

(新 設)

41の3の2—7 措置法第41条の3の2の規定の適用に当たっては、41—1から41—19、41—22及び41—25から41—33の取扱いを準用する。

(年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

(新 設)

41の3の2—8 措置法第41条の3の2の規定の適用に当たっては、41の2の2—1から41の2の2—3の取扱いを準用する。

第41条の4((不動産所得に係る損益通算の特例))関係

第41条の4((不動産所得に係る損益通算の特例))関係

(組合事業等から生じた不動産所得について措置法第27条の2又は第41条の4の2の適用がある場合の土地等に係る負債の利子の額の計算)

(組合事業等から生じた不動産所得について措置法第27条の2又は第41条の4の2の適用がある場合の土地等に係る負債の利子の額の計算)

41の4—4 ……………組合事業(措置法第27条の2第1項及び同法第41条の4の2第2項第2号に規定する組合事業をいう。)又は受益者等課税信託(法第13条第1項((信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属))に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。)…

41の4—4 ……………組合事業(措置法第27条の2第1項及び同法第41条の4の2第2項第2号に規定する組合事業をいう。)……………

改正後	改正前
<p>……………</p> <p>(1) ……措置法第27条の2第1項……………(……………)……………法第26条第2項……………</p> <p>(2) ……</p>	<p>(1) ……同法第27条の2第1項……………(……………)……………<u>所得税法</u>第26条第2項……………</p> <p>(2) ……</p>
<p>第41条の4の2((特定組員等の不動産所得に係る損益通算等の特例)関係</p> <p>(複数の組合契約等を締結する者等の組合事業等に係る不動産所得の計算)</p> <p>41の4の2—1 ……(……………)……………判定は、各組合契約ごとに行うことに留意する。</p> <p>また、組合事業(……………)又は受益者等課税信託(法第13条第1項((信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属))に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。)(以下「組合事業等」という。))から生ずる不動産所得の金額の計算は、各組合事業等……………</p> <p>なお、措置法第41条の4の2第1項に規定する特定組員又は特定受益者に該当する個人が、複数の組合事業等に係る不動産所得を有する場合又は不動産所得を生ずべき業務のうち組合事業等に係る不動産所得と組合事業等以外に係る不動産所得を有する場合……………<u>不動産所得</u>……………</p>	<p>第41条の4の2((特定組員の不動産所得に係る損益通算等の特例)関係</p> <p>(複数の組合契約を締結する者等の組合事業に係る不動産所得の計算)</p> <p>41の4の2—1 ……(……………)……………判定及び組合事業(……………)に係る不動産所得の金額の計算は、各組合契約……………</p> <p>なお、特定組員に該当する個人で、かつ、複数の組合事業に係る不動産所得を生ずべき業務を営む場合又は不動産所得を生ずべき業務のうち組合事業に係る不動産所得を生ずべき業務と組合事業以外に係る不動産所得を生ずべき業務を営む場合……………<u>業務</u>……………</p>
<p>第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)関係</p> <p>(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)</p> <p>41の18—2 ……第10条の7、<u>第41条並びに第41条の3の2</u>……………</p>	<p>第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)関係</p> <p>(その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義)</p> <p>41の18—2 ……第10条の7 <u>並びに第41条</u>……………</p>

第41条の19の3（電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除）関係

（新 設）

（当該金額に係る情報として送信された金額）

（新 設）

41の19の3—1 措置法第41条の19の3第2項に規定する「当該金額に係る情報として送信された金額」とは、同条第1項を適用した年分の同項に規定する確定申告情報と併せて送信された同項の規定により計算した金額をいうのであるから、同項を適用した後修正申告又は更正によりその年分の所得税の額が増加することとなっても、控除を受けることができる金額は、当該送信された金額に限られることに留意する。

附 則

（新 設）

（経過的取扱い……信託法の施行に伴う改正通達の適用時期）

この法令解釈通達による改正後の28の4—53、41—33、41の2の2—3、41の4—4及び41の4の2—1の取扱いは、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日から適用する。